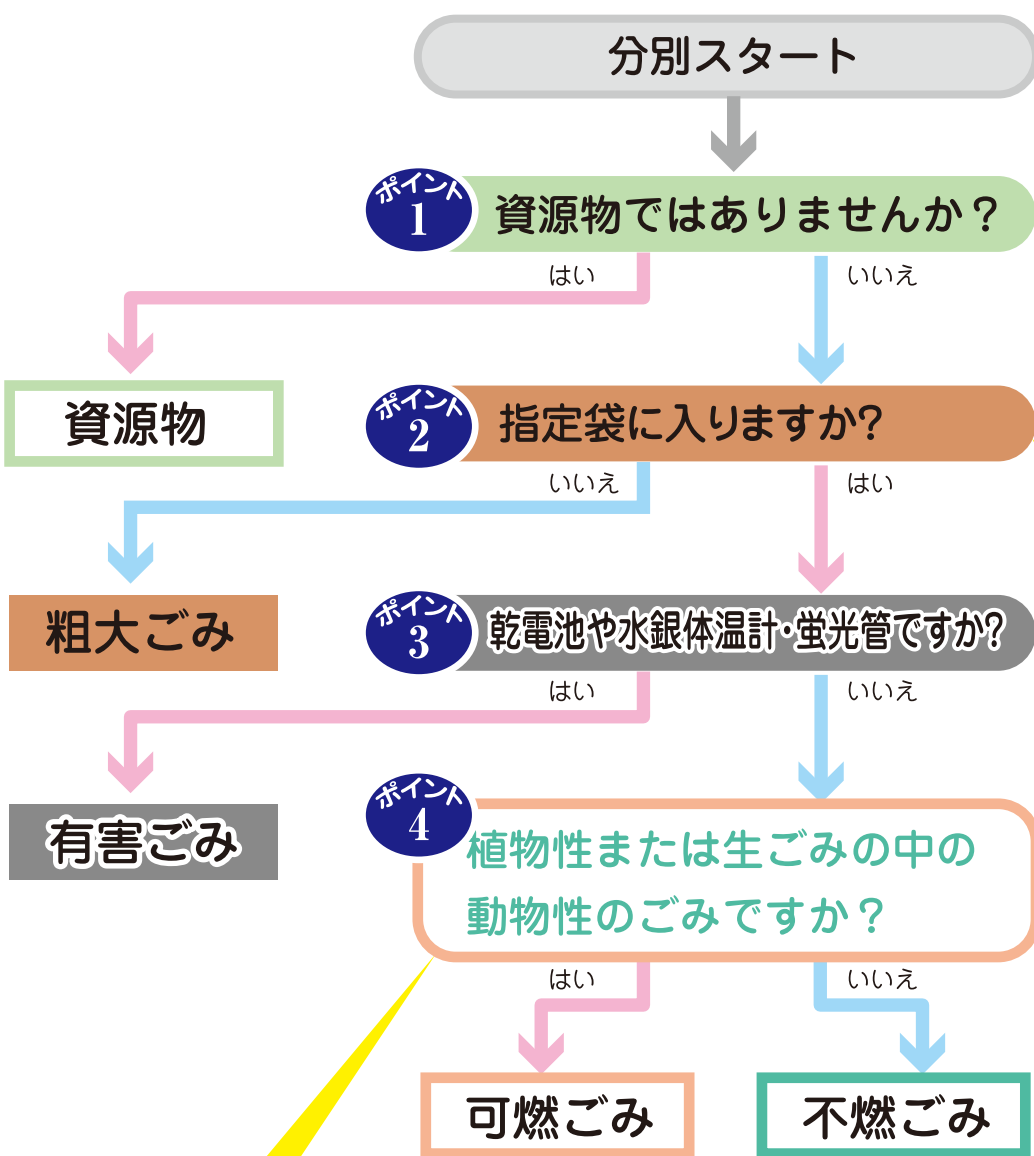


分別のポイント



ポイント1 資源物ではありませんか？

あなたの出そうとしているごみは、本当に「ごみ」ですか？「資源物」ではありませんか？

もしもそれが「あき缶」（なべ、やかん、フライパン等を含む）や「あきビン」（飲料物用に限る）「古紙」（新聞紙、雑誌・雑がみ、ダンボール紙、紙パック）「古布」ならば、「ごみ」ではなく「資源物」です。また、新たに「プラスチック製容器包装」「ペットボトル」も資源物です。

※古紙・古布については、市によって分け方が異なる場合があります。くわしくはP13~16をご覧ください。

ポイント2 指定袋に入りますか？

ごみ袋に入らない物は、原則として粗大ごみになります。

ポイント3 乾電池や水銀体温計・蛍光灯ですか？

乾電池や水銀体温計・蛍光灯は、有害ごみです。

ポイント
4

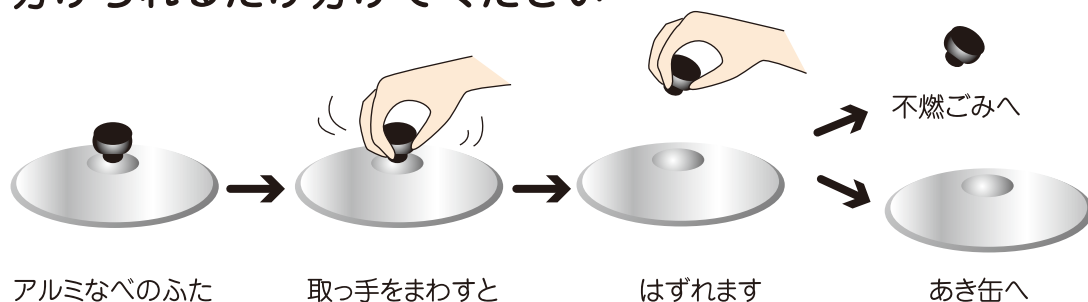
植物性または、生ごみの中の動物性のごみですか？

残ったごみは、可燃ごみと不燃ごみです。これらは材質によって分けま
す。植物性または、生ごみの中の動物性のごみは可燃ごみ（それ以外
でも、一部衛生上燃やした方が良くいごみ等を含みます）、それ以外の資
源物にならないプラスチックやガラス・皮革・ゴム・金属等でできてい
るごみは、不燃ごみとなります。

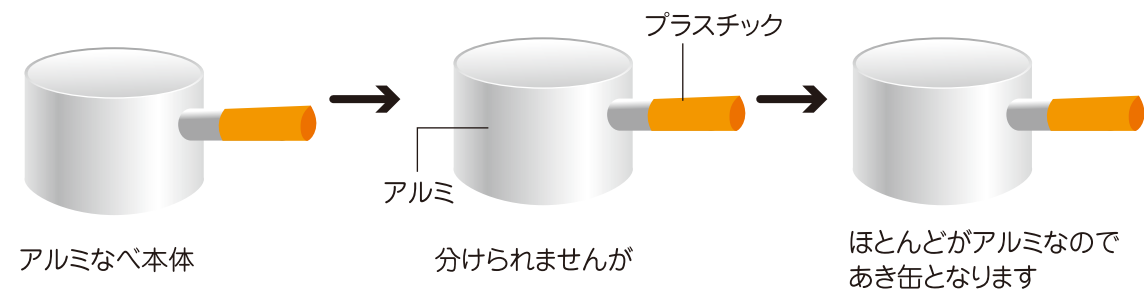


応用編 いくつかの材質でできているもの

分けられるだけ分けてください



分けられないものは最も多くを占める材質で判断します



ワンポイント

なぜ分別しなければならないの？

環境センターでは、みなさんの家庭から出された様々
なごみを「リサイクルする」「燃やす（溶かす）」「砕く」
という三つの方法を使い、埋め立てる量の削減に努めて
います。

ところが、分別が不十分なおみが行くと機械が故
障したり、作業効率が低下したりしてしまいます。

特に、リサイクルをするためには、同じ素材の物をより
きれいな状態で集めることが重要で
す。もしも、汚れた物が出されてし
まったら、汚れた物がリサイクルで
きないだけでなく、せっかききちんと
出してもらった物にまで混ざったり、
汚れが移ってしまい、リサイクルが
できなくなってしまうからです。

